

アルムナイ採用制度規程

第 1 条（目的）

この規程は、アルムナイ採用（退職した社員のリターン雇用）制度について定めたものである。

第 2 条（適用範囲）

この規程は、別に定める植村企業グループ（以下「企業グループ」という。）を自己都合退職した者に適用する。

第 3 条（資格要件）

企業グループにおいての勤続年数が原則として、3年以上の者。

第 4 条（採用）

リターン雇用を希望する者は、「アルムナイ採用制度申込書」を最終勤務会社または株式会社ウエムラに提出し、申し込むこと。

- リターン雇用希望の申込みを受けた会社は、第3条の資格要件を確認のうえ、面接のみを実施する。
- 退職前の本人の経験・能力、希望を勘案した上で企業グループに展開し、優先的に採用するよう努める。
- 採用に至った場合は原則として、試用期間を設けない。ただし、経験のない職種の場合などは試用期間3ヵ月以内を設けることができる。
- 入社手続きについては、採用会社の社員就業規則を準用する。

第 5 条（リターン雇用時の待遇・賃金）

退職前の勤続年数、職能資格等級及び退職からリターン雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を踏まえ検討し、同一の社員区分・職種・同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わないこととする。

- 勤続年数については、再入社日から起算する。

第 6 条（リターン雇用後の業務）

会社の状況および求人ニーズ等を踏まえ、個別に決定する。

第 7 条（リターン雇用者への教育訓練）

リターン雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施する。

附 則

この規定は、2024年6月1日から適用する。